

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度第2回所沢市入札監視委員会
開 催 日 時	平成28年11月28日(月) 午後3時00分から
開 催 場 所	所沢市役所4階 入札室
出 席 者 の 氏 名	大島 利彦(埼玉県川越県土整備事務所 所長) 高島 誉章(公認会計士)
欠 席 者 の 氏 名	林 真由美(弁護士)
議 題	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 2 審議事案の抽出結果報告 3 抽出された事案の審議 4 その他
会 議 資 料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表(様式第1号) 3 入札方式別発注工事一覧表(様式第2号) 4 入札参加停止等の措置状況総括表(様式第3号) 5 入札参加停止等の措置状況一覧表(様式第4号) 6 抽出事案説明書(様式第5号)
担 当 部 課 名	【担当課等】 (建設部) 森田宮繕課長 (環境クリーン部) 遠山西部クリーンセンター施設課長 (教育総務部) 末廣教育施設課長 (上下水道部) 当麻財務課長、村田水道建設課長、肥沼給水管理課長 他 各担当課職員 【事務局】 加藤総務部長、青木総務部次長、 増田契約課長、野村工事検査室長 他 事務局職員

発言者	審議の内容
事務局	<p><b>議 事</b></p> <p><b>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告</b></p> <p>平成28年4月1日から平成28年9月30日までの市及び上下水道部発注工事における入札方式別件数及び入札参加停止等の措置状況について事務局より報告した。</p>
委員	<p><b>2 審議事案の抽出結果報告</b></p> <p>審議の対象となる事案の中から、応札者が少ない事案、低入札価格調査対象となった事案、積算に見積り単価を使用していると予想される事案、1者のみの入札となった事案、落札率が高かった事案等の観点から、合計5件を抽出した旨、抽出委員より報告があった。</p>
委員	<p><b>3 抽出された事案の審議</b></p> <p><b>① 「所沢市立北野中学校受変電設備改修工事」</b> (市発注・一般競争入札)</p> <p>落札率がかなり低いようですが、入札制度の基準を確認させてください。</p>
契約課	<p>低価格の入札に対する本市の入札制度につきましては、低入札価格調査制度を導入しております。</p>
委員	<p>落札率が低くなった原因を想定できれば教えてください。</p>
契約課	<p>落札率が低くなった原因については、本工事の主な資材である盤類について、取引のある資材納入業者の協力を得ることにより安価で調達ができ経費の削減を図れたことや、地元A級業者としての非常に高い受注意欲から本工事による利益率を極力抑えたことによるものです。</p>
委員	<p>積算単価に見積りによる単価を使用しているのであれば、額の決定方法を教えてください。</p>
契約課	<p>積算に使用した見積りによる単価につきましては、複数の業者より見積りを徴取し、その中の最低単価に一定の率を掛けた額を採用</p>

委員	<p>しております。</p> <p>設計金額を積算する際に使用する資材や人件費などの単価というのは、どのようなものなのでしょうか。また、一般に公開され誰もが取得できる共通の単価なのでしょうか。</p>
営繕課	<p>工事の設計金額を積算する場合は、市場単価及び県から示されている埼玉県積算標準単価表などを使用しております。この埼玉県積算標準単価表につきましては、業者など一般には公開されておりません。また、共通単価として示されていないものにつきましては、関連業者から見積りを徴取し、その額を参考に積算に組み込んでおります。</p>
委員	<p>業者にとっては利益が見込めないと入札への参加動機が生まれなと思います。市が工事の設計金額を積算する場合には、利益分というのはどのように加味されているのでしょうか。</p>
営繕課	<p>工事の設計金額を積算する場合、市場単価及び県から示されている単価を使用し、共通費積算基準に従って積み上げていくわけですが、一般管理費の部分が業者にとっての利益にあたるのではないかという認識でございます。</p>
委員	<p>本案件は低入札価格での落札となったものですが、品質の確保という観点において実施していることはあるのでしょうか。</p>
営繕課	<p>入札終了後におきましては、業者に対して低入札価格に対するヒアリングを行い、品質が確保された施工が可能かどうかを調査しております。今回の業者におきましては、普段から取引のある納入業者から盤を安価で仕入れることができたこと、工事場所が事務所と近いことから関連経費を削減できたこと、また地元A級業者としての高い受注意欲から一般管理費や利益率を極力下げたことにより、結果として低入札価格になったとのこと。施工時におきましては、市の監督員が現場に立ち会いながら、設計通りの施工ができているかを継続的に確認しております。完成検査におきましても、市の検査員が設計通りに完成しているかどうかを検査いたします。なお、本工事は79点の点数をいただきまして、無事検査に合格しております。</p>
委員	<p>積算で使用した見積りによる額は、設計金額の中でどのくらいの割合なのでしょうか。</p>

営繕課	直接工事費全体の額に対しまして見積りによる額は、74.24%の割合でございます。
委員	見積りを徴取した業者というのは、今回の入札に参加した業者の中に含まれていますか。
営繕課	いいえ、含まれておりません。本案件におきましては、埼玉県内にあるメーカー3社から見積りを徴取いたしました。
委員	徴取した見積り額に対して補正する方法はとっていますか。
営繕課	埼玉県の補正率に準拠し、見積り額に一定の率を掛けております。
	<b>②「西部クリーンセンター太陽光発電蓄電池設備設置工事」 (市発注・一般競争入札)</b>
委員	1 者の入札であるが、入札の参加条件及び対象となる業者数を教えてください。
契約課	入札の参加条件といたしましては、平成 27・28 年度所沢市競争入札参加資格者名簿に登録された本店を所沢市内に有し、その本店における電気工事の級別区分がA級又はB級を有している者いたしました。これにより入札が可能となる対象業者数はA級が6者、B級が7者で合計13者となります。
委員	1 者入札となった原因を想定できれば教えてください。また、今後の対策があれば併せて教えてください。
契約課	1 者入札となった原因につきましては、入札参加対象者のうち2者は本市が発注する別工事を受注しており、6者は本工事入札日の3日後に別の指名競争入札が予定されていたため、落札業者のみが配置できる技術者に余裕があったものと思われま。今後の対策については、同業種による入札が重なる場合には入札日を調整するなどの対策を講じ、入札参加者の確保に努めたいと考えております。
委員	積算単価に見積りによる単価を使用しているのであれば、額の決定方法を教えてください。
契約課	設計金額の積算時に使用する見積り単価については、複数の業者

	<p>より見積りを徴取し、その中の最低価格に一定の率を掛けた額を採用しております。</p>
委員	<p>参加対象者 13 者のうち、2 者が別工事を受注しており、6 者が別工事の指名通知を受けているという事実は、本工事発注時には分かっているものなのですか。</p>
契約課	<p>工事案件の発注が少数の所属からであれば、同業種の工事案件の発注状況を把握しやすいのですが、多数の所属からの発注となりますので、同業種の工事案件の発注の時期が重複してしまうことがあります。入札の執行を取りまとめているのは契約課なので、このような状況が事前に把握できる場合については極力調整を行っておりますが、工期の関係上、やむを得ず重複が生じてしまうことがあります。</p>
委員	<p>1 者入札を認める場合は、何か条件があるのですか。</p>
契約課	<p>電子入札による場合であれば、入札業者は当該入札における参加者数、入札者数、辞退者数などの情報が分からないため、競争性は働いているとみなせることから、結果として1 者のみの入札でも認めることとしております。</p>
委員	<p>見積りを徴取した業者というのは、入札参加対象者ですか。</p>
西部クリーンセンター施設課	<p>本工事の設計の際に使用した見積りは、メーカーから徴取いたしましたので入札参加対象者ではございません。</p>
委員	<p>9 月以降の発注案件になると、現場代理人や技術者が既に受注済みの工事に従事しているため、人手が足りないという理由から入札に参加できない業者があり、競争性を保持できるかの予想が困難であると思われまます。</p>
西部クリーンセンター施設課	<p>ご意見のとおり、配置できる現場代理人や技術者がいないために参加業者が少なくなってしまったという原因が考えられます。本工事につきましては、先に施工を計画している西部クリーンセンターの屋上防水工事が終わらないと太陽光発電設備の設置ができないため、9 月の発注となったものです。</p>
委員	<p>(意見等)</p> <p>入札を行う際の大原則は競争性の原理であると思っておりますので、取りまとめている契約課においてチェックできる体制が整えられる</p>

	<p>かどうか検討してみてください。</p>
委員	<p><b>③「所沢市立所沢小学校特別支援学級教室改修工事」</b>  <b>(市発注・指名競争入札)</b>  工事の内容を教えてください。</p>
契約課	<p>本工事の内容については、所沢市立所沢小学校内の特別支援学級3教室の既存の家具や押入れなどの造作類を撤去し、床及び壁の補修やスライダー黒板の設置を行うものです。</p>
委員	<p>積算単価に見積りによる単価を使用しているのであれば、額の決定方法を教えてください。</p>
契約課	<p>積算単価については、埼玉県建築工事積算標準単価表、建設施工単価、建設物価を使用し、見積りによる特殊な単価はございません。</p>
委員	<p>指名業者選定の考え方を確認させてください。</p>
契約課	<p>指名業者の選定につきましては、所沢市工事請負業者指名選定要領第2条第1項及び第3条第1号の規定に基づき、本工事の設計金額よりD級に格付される4者全てを選定したものです。</p>
委員	<p>今回の落札率が高くなった原因を想定できれば教えてください。</p>
契約課	<p>落札率が高くなった原因については、本工事の設計金額が260万円程度と低額であったことや資材購入費の割合よりも人件費の割合が多かったことが原因と思われます。</p>
委員	<p>指名業者選定数についての考え方を確認させてください。</p>
契約課	<p>発注する工事の設計金額に応じて、選定する指名業者数を決めております。例えば、本工事のように設計金額が500万円未満にあっては、指名業者選定数は3者から5者程度としております。</p>
委員	<p><b>④「松井地区配水管更新第1号工事」</b>  <b>(上下水道部発注・一般競争入札)</b>  1者の入札であるが、入札の参加条件及び対象となる業者数を教えてください。</p>

財務課	<p>入札の参加条件といたしましては、平成 27・28 年度所沢市競争入札参加資格者名簿に登録された本店を所沢市内に有し、その本店における土木一式工事の級別区分がA級又はB級を有している者といたしました。これにより入札が可能となる対象業者数はA級が21者、B級が21者で合計42者となります。</p>
委員	<p>積算単価に見積りによる単価を使用しているのであれば、額の決定方法を教えてください。</p>
財務課	<p>土木工事におきましては、原則として3者以上から見積りを徴取し、その平均額を設計単価として使用しております。</p>
委員	<p>1者入札となった原因を想定できれば教えてください。また、今後の対策があれば併せて教えてください。</p>
財務課	<p>参加可能な対象業者数は42者おりましたので、競争入札の結果であると考えております。また、入札参加申請自体は3者からあったことから、入札参加条件における地域要件を広げるなどの対応は考えておりません。</p>
委員	<p>入札参加申請をした3者中2者が辞退だったわけですが、その理由についてはわかりますか。</p>
財務課	<p>1者につきましては、同時期に発注のあった別工事を受注したため、もう1者につきましては、8月に発生した台風9号の災害復旧に関する案件を受注していることから人手が足りなかったためとのことでした。</p>
委員	<p>事案②でも話がありましたように、9月以降の発注案件になると、配置できる現場代理人や技術者がいないために参加業者が少なくなってしまうことが考えられます。本案件も、9月の入札となっておりますが、発注のスケジュールはどのように決めているのでしょうか。</p>
水道建設課	<p>水道建設課発注の工事は年間37件ほどございまして、担当職員1人あたり4件程度の工事案件を受け持つこととなります。担当職員は1件ずつ設計を行い順次発注していくわけですが、工期の関係上、どうしても規模の大きい案件から優先して発注していくこととなります。本工事は、中程度の規模の工事になることから、発注時期が9月頃になったものでございます。</p>

委員	見積りを徴取した業者は、入札参加対象者ですか。
水道建設課	本工事の設計における見積りは、埼玉県土木工事設計単価表及び月刊物価資料に掲載の無い材料について徴取いたしました。メーカーから徴取しておりますので入札参加対象者ではございません。
委員	水道関係案件では、1者入札は多いですか。
財務課	年間通しての平均では6者程度、多い時には9者程度からの入札があるのですが、毎年1件くらいは、本案件のような1者入札が見受けられます。
委員	所沢市では、工事の年間発注予定を公表しているのですか。
契約課	はい、ホームページ等により公表しております。
	<b>⑤「東部及び南部浄水場電波レベル式取水流量計更新工事」 (上下水道部発注・指名競争入札)</b>
委員	積算単価に見積りによる単価を使用しているのであれば、額の決定方法を教えてください。
財務課	設計金額の積算時に使用する見積り単価については、3業者より見積りを徴取し、その中の最低価格に一定の率を掛けた額を採用しております。
委員	見積りを徴取した業者は、指名業者の中に含まれていますか。もし含まれているのであれば、辞退した業者を含め、見積り金額の状況を教えてください。
財務課	見積りにつきましては、指名した5者のうち3者から徴取いたしました。それぞれの見積り金額におきましては相当の開きが見られました。
委員	指名業者選定の考え方を確認させてください。
財務課	運転中の浄水場において安全かつ確実に施工するため、高い技術力と信頼・実績を有する5者を選定したものでございます。
委員	1者となった原因を想定できれば教えてください。また、今後の

財務課	<p>対策があれば併せて教えてください。</p> <p>落札者は、既設の機器のメーカーであることから様々な面で優位であり、逆に辞退した4者は、既設の機器が他社製品であるということで手が出しづらかったものと思われます。</p> <p>本工事は、既設の機器を丸ごと撤去し、新しいものに取り換える工事であることから、既設の機器設置業者以外でも十分に競争性を発揮できると判断し指名競争入札を選択いたしました。しかしながら、このような結果となりましたことから、随意契約による方法も視野に入れ検討すべきであったかと認識を改めた次第でございます。今後におきましては、公契約の原則である競争原理を大前提としつつも、浄水場等の重要施設で安全確実に施工するために、困難度や専門性を技術的観点からしっかり見極め、適切な随意契約の運用を意識してまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>指名競争入札の場合、指名された業者は他にどの業者が指名されているのか分かるのですか。</p>
財務課	<p>本案件につきましては、電子入札で執行しておりまして、特に集合しての説明会も開催していませんことから、指名されたそれぞれの業者においては、他に指名された業者の名前や数については分かりません。</p>
委員	<p>競争性を働かせるために指名したのに、その結果1者のみの入札で他は辞退となると、指名した側においても説明が付きにくいと思われる。指名のあり方について改善の余地がありそうですが、そのことについての所見はありますか。</p>
契約課	<p>以前の紙入札の時代ですと、指名された業者は、入札会場に集合しているからなのか、落札できそうにないと思われる金額でも入札をしてくれていたのですが、電子入札になってからは、パソコン画面を前にしてボタンが気軽に押せるからなのか、辞退する業者が増えている傾向にあります。その結果、1者入札になってしまう案件も増えている状況でございます。</p> <p>本来、特定の業者にしかできない工事であるのならば、1者特命の随意契約という方法もありますが、本案件のような部品を丸ごと取り替える工事に、既設の機器設置業者以外が少しでも入り込める可能性があるのなら、公契約の原則である競争入札による方法を取るべきだとして、指名競争入札を選択したものでございます。</p>
委員	<p>指名競争入札で1者入札という結果だった場合、指名業者を組み</p>

	<p>替えてのやり直しはできるのですか。</p>
契約課	<p>指名競争入札におきましても、電子入札による場合であれば、1者のみの入札であっても認めることとしており、入札は成立するためやり直しはできません。</p>
委員	<p>これまでに、入札者が全くないという場合もありましたか。</p>
契約課	<p>電子入札におきましては、開札前に入札者がいるかどうかがかかりますので、入札者が全くいない場合は、開札をせずに当該入札を中止という取扱いにいたします。このように中止になる案件は、毎年数件ある状況でございます。</p>
委員	<p>見積りを徴取した金額それぞれには相当の開きがあったとのことですが、最も低かったのは落札業者ですか。</p>
給水管理課	<p>はい、そのとおりです。</p>
委員	<p>指名した5者は日本でも有数な企業ばかりですが、本案件はこのレベルでないとできないような工事なのですか。</p>
財務課	<p>工事の困難度よりも、浄水場という施設の重要度から安全性及び確実性を重視した結果、このレベルの業者でないとできないという選択でございます。</p>
委員	<p>設備関係の案件などでは、最初に設置した会社以外ではできないというようなケースが多々あり、具体的には1円入札などが過去に問題になりましたが、非常に対策が難しいものであると思います。最初に作ってその後にメンテナンスが続くような案件に対して、所沢市で何か対策を行っていることはありますか。</p>
契約課	<p>工事案件において行っている対策はありませんが、業務委託において、特にシステム開発関係の入札においては、開発業務を低い金額で落札し、その後のメンテナンス費用で利益を得ようというような業者の動きも過去に見受けられましたので、最近では、開発導入費用とメンテナンス費用などを合わせた総額において競争入札を行うような取り組みを行っております。</p>
委員	<p>(意見等)</p> <p>総合的な意見になってしまいますが、指名競争入札は応札により競争性が働くことを期待して業者を指名するわけですから、なるべ</p>

<p>委員</p>	<p>く1者入札という結果にならないように、指名競争入札の仕組みをうまく活用してもらいたいと思います。</p> <p>システム開発関係の入札で素晴らしい取り組みをされているようですので、それをどうにか工夫して、設備関係の工事案件等に生かしてもらえればいいかと思います。</p>
<p>契約課</p>	<p><b>4 その他</b></p> <p><b>①競争入札参加者の設定基準改正についての報告</b></p> <p>建設工事の入札において、より多くの業者が入札に参加でき競争性が高まることを目的に、業者の級別格付を従来の4区分から3区分に変更し、また、工事発注時の業者の級別区分における設計金額を一部変更し、平成29年4月1日以降の入札案件より実施する予定であることを報告した。</p> <p><b>②次回の審議事案の抽出について</b></p> <p>次回の審議事案の抽出：林委員</p>